

第五十八回国 参議院 商工委員会 會議録 第十一号

昭和四十三年四月十六日(火曜日) 午後一時三十分開会

委員の異動 四月十五日

片山 武夫君

四月十六日

近藤 信二君

補欠選任 向井 長年君

理事

委員長

出席者は左のとおり。

委員

大矢 正君

小柳 勇君

沢田 政治君

竹田 現照君

椿 繁夫君

通商産業大臣

国務大臣

政府委員

科学技術庁長官

官房長

馬場 一也君

榎本 三郎君

鍋島 直紹君

科学技術庁計画局長

科学技術庁原子力局長

通商産業省鉱山局長

工業技術院長

常任委員会専門員

事務局側

説明員

首都圏整備委員会事務局計画第一部長

岩田 可治君

小田 橋貞君

朝永 良夫君

両角 良彦君

科学技術庁計画局長 武安 義光君

科学技術庁原子力局長 藤波 恒雄君

通商産業省鉱山局長 両角 良彦君

工業技術院長 朝永 良夫君

常任委員会専門員 小田 橋貞君

事務局側 岩田 可治君

説明員 小田 橋貞君

首都圏整備委員会事務局計画第一部長 岩田 可治君

岩田 可治君

小田 橋貞君

朝永 良夫君

両角 良彦君

藤波 恒雄君

武安 義光君

本日の会議に付した案件

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○産業貿易及び経済計画等に関する調査(研究学園都市に関する件)

○金属鉱物探査促進事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○金属鉱業等安定臨時措置法を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(金丸富夫君) たいだいまから商工委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨日、片山武夫君が委員を辞任され、その補欠として向井長年君が選任されました。なお本日、近藤信二君が辞任され、その補欠として沢田政治君が選任されました。

○委員長(金丸富夫君) 次に、衆議院送付の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。鍋島科学技術庁長官、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

最近における原子力開発利用の進展は、まことに目ざましいものがあり、今後のわが国の経済社会の進展にも大きく貢献するものと期待されております。

このような原子力開発利用を積極的に推進していくにあたりましては、その安全性の確保に万全を期すべく、ことが不可欠な前提であることは、あらためて申し上げるまでもないところであります。このため、従来とも、原子炉等規制法により適切な規制の実施に努めてまいりましたものであります。最近、核燃料の加工が、いよいよ本格的な事業として実施に移されようとしており、また核原料物質を原材料として使用する工業が増加しつつある等、原子力開発利用は一そう本格化、多様化してまいり、これらにおける十分な安全性を確保するため、その規制につきましてもさらに万全を期すべく、所要の整備を行なうことが必要となつてまいりました。

この法律案は、このような趣旨に基づき、原子炉等規制法に所要の改正を加えようとするものであります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。まず、第一に、本格的な加工事業が現実に行なわれる段階に至ったことに対処し、加工事業者が加工施設の工事着手する前に、加工施設に関する設計及び工事の方法について内閣総理大臣の認可を受けねばならないこととするともに、実際の工事が認可どおり行なわれているかどうかを確認するための施設検査制度を設けることとあります。

第二に、核燃料の加工、再処理の事業におきまして、核燃料の取り扱いに関する安全確保にさらに万全を期するため、加工事業者及び再処理事業者は、核燃料取り扱い主任者を選任しなければならないこととするのであります。

第三に、タンタライト、ゼノタイム鉱等の核原料物質の使用は、内閣総理大臣にその旨を届け出ることとするともに、核原料物質を使用するにあたっては、総理府令で定める技術上の基準に従わなければならないこととするのであります。

なお、以上の三点のほか、原子炉等の規制の合理化をはかるために所要の規定の整備を行なうこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことを心からお願ひ申し上げます。

○委員長(金丸富夫君) 次に、政府委員から補足説明を聴取いたします。藤波原子力局長。

○政府委員(藤波恒雄君) たいだいま長官より提案理由の御説明をいたしました核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案について、補足して御説明申し上げます。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律は、御承知のとおり昭和三十三年に制定されて以来すでに十余年を経過しております。この法律は、その名の示すとおり核原料物質、核燃料物質及び原子炉につき、それらの平和利用と安全性の確保を目的としたものであり、核原料物質または核燃料物質の製錬の事業、核燃料物質の加工の事業、原子炉の設置、運転、核燃料物質の使用については、所要の規制をいたしております。この法律に従い、従来からそれぞれの規制の適切な実施に

の大きな方針について閣議の了解がされたのでございます。

○竹田現照君 その内容あとで資料として出していただけますか。資料として出していただくことにして、この移転すべき機関、大学、これはいまおわかりでしたら、ちょっと発表していただきたいと思います。

○委員長(金丸富夫君) 資料はよろしいですね。

○説明員(岩田可治君) はい。

昨年九月の閣議了解におきまして移転を予定する機関といたしまして、別表の一覧表になりました。機関名が載っておりますが、これは機関数にいたしましたして、三十数機関でございますが、個別に申し上げますか。

○竹田現照君 通産省関係。

○説明員(岩田可治君) それでは閣議了解になりました移転予定機関のうち、通産省に關係するものを申し上げたいと思つて、通産省關係では工業技術院、さらに工業技術院の關係では計量研究所、機械試験所、東京工業試験所、発酵研究所、纖維工業試験所、地質調査所、電気試験所、産業工芸試験所、資源技術試験所、以上でございます。

○竹田現照君 それでは工業技術院にちよつとお伺いたしますが、いま発表していただいた限りでは、通産省は工業技術院ですね、しかし、これは研究学園都市に移るのは農林省と並んで通産省が大どころだというふうに聞いております。特に工業技術院が移るといたしまして、これは人員総数どれくらいになりますか。

○政府委員(朝永良夫君) 人員の予定は、現行の二〇%増しを予定いたしましたして、三千三百三十七名でございます。

○竹田現照君 この研究学園都市の構想がきまつてから、かなりの日数がたつておりますけれども、なお今後十年くらいいたないと完成しないという見通しのようですけれども、当初の計画と、今後さらに十年ということになると、たいへんな日ちですけれども、通産省の關係としては、当初たしか三十七、八年ころですか、この移転に協力

をするという方針をきめられたようですけれども、その後の方針も変わっておりませんか。去年の九月五日に閣議了解している。当然御承知ですけれども、それに対する技術院側としてのいろいろな要望なり希望なり、そういうようなものはないということになっていきますか、当初計画と比べて。

○政府委員(朝永良夫君) 三回にわたりました閣議了解がなされておりますが、昨年の九月五日に閣議了解が最終的になされております。その際、移転を予定する機関とあるいは教育文化施設の問題あるいは社会福祉施設等の計画的な整備充実、あるいは公務員宿舎の計画的な建設等に関する方針が示されておりますので、そのような条件を満たされるということを考えております。

○竹田現照君 その条件が今までなかなか思うように進んでおらないところにこの研究学園都市がスムーズに実現をしない大きな原因があると思つて、各省庁がかなりこれに対して金を使つていて、すけれども、その移転に伴う調査、通産省だけのことしの予算を入れますと三千五百万近い金が調査に使われることになりませんか。これは間違つていたら訂正してもらいたいと思つて、それはかなり調査をして、なお願調に進まない大きな理由は一体どこにあるのですか。これは首都圏整備委員会も含めまして。

○説明員(岩田可治君) 研究学園都市の建設に關します進捗状況でございますが、現在は現地の用地買収を実施中でございます。用地買収は日本住宅公団が担当いたしましたして、四十一年から実施してまいりまして、相当進捗しております。同時に、先ほど申し上げましたように、移転予定機関等につきましても閣議了解がございまして、具体的に移転ないし現地の建設計画につきまして、現在關係各省の間で御相談中であるというのが現状でございます。

○竹田現照君 その關係各省の相談というのは、私にさっぱりわからぬ。たしか去年の十月か十一月かに決算委員会でも文部大臣に茨城選出の中村議員からいろいろ質問がありました。そのときも文部大臣木下さん、いろいろ御説明があったのですけれども、それから約半年たつておりますけれども、文部省關係のものも具体的に進んでおらない。まあきょうはこれの文部省の關係は避けられますけれども、この通産省の關係の工業技術院の問題も、何が何だか、どういふことになつておるのかさっぱりわからないわけですね。各省庁にまかせたある、こう言つておるのですけれども……。ですから、冒頭ここで總理府の推進本部なら推進本部があるのですけれども、一体何を推進しようとしておるのですか。いま工業技術院長のいろいろ御説明がありましたけれども、これが一体どういふふう具体的に進んでおるのか、これがはつきりしないと、端的に言つて工業技術院側としてはとてもそれには乗れない。だから九月五日の閣議了解はあるけれども、通産省としてはこれに参加することをおりざるを得ない。何とか目安をつけたいことには、十一省に及ぶ移転計画というものはなかなかスムーズにいかぬと、こう思つておるのですけれども、いろいろな部門別というものの推進の状況というのは、ほんとうに首都圏に一番關係があるのですけれども、建設大臣が首都圏整備委員長だから、本氣になつてこのことを進めておるかどうか、私は非常に疑わしいのです。ところが移転がやり玉に上がつておる關係のところには、勢い人間が付随しているわけですね。一体どうなるのかというところが非常に不安があるわけですね。ですからそういう面を解消するために、ひとつ住宅なら住宅というものは昭和四十四年度なら四十四年度に明確にする、あるいは通産省の工業技術院は四十四年度まででそういうことを完了させて移すのだけれども、大学はどうするのだとか、あるいは農林省の關係はどうするのだとか、あるいはプログラムの明確にしておらぬとだめなのです。それができないのだら研究学園都市というものは御破算にするのだと、こういうことな

のか。きまつちまつたからしようがないのだということになるのか。現在何だかおぼろげな感じがして、八年もかかつておるわけですね。用地買収は、聞くところによると、あとわずかしが残つていないからと去年から同じようなことを言つておる。大半が済んだところには、その用地買収が終わつたところには、各省から順番に移していくような方針なのか。そのことがさっぱりわかりませんから、あえてきょう質問せざるを得ないわけですから、そういう点はどうなつておるのですか。

○説明員(岩田可治君) ただいまの御質問にお答え申し上げますが、先ほど申し上げましたように、現在現地で一番力を入れておるものは用地買収を強力に進めようとしてございまして、それと同時に、各移転機関が移転をしますのには用地買収をしまして、さらに道路をつけます。その他研究団地あるいは大学団地を具体的に現地でできるという都市計画的な各種の手続が必要になつてくるわけでありまして、そういうようなことにつきました。いろいろ移転をされます研究機関ないし役所側でも、御要望といつても、御希望がございまして、そういうものを織り込みながら都市計画を担当いたします建設省、それから移転を実施行ないます關係各省、その他私も含めまして、一緒に九月の閣議了解以降再三三合をもちまして相談中でございます。進捗はそういうことによりまして徐々に進んでおるわけですが、なされていく。同時に、先ほど言いましたように、現地ではそういう用地買収の進捗というものを一番力を入れてやつていく。そこに將來必要なものになつてきます街路計画等を具体的にきめまして、町づくりの基本をつつていく、そういうような考え方でいま進んでおるわけでございます。

○竹田現照君 それは大まかな目安というのは大体いつできるのですか。いつごろの目安で閣議了解の具体化をするための作業が進められておるのですか。完了が、去年から数えて十年というのですから、そうすると、やつぱり都市計画の基本というか、大まかなものはやつぱり今年くらいには

つくってしまわないと、順番に移転というのはなかなかむずかしくなっています。そういうことはどうなっていますか、再三三合を待たれておるようですか。

○説明員(岩田可治君) おっしゃるとおりでございます。現在私どもできるだけ早く、そういう都市計画の手続等を実施できますように考えておりました、もちろんその年じゅうにはそういうような手続ができますことを目標にしてやっておりますわけでありまして、それで、実は本年度、四十三年度におきましても、一部の機関が移転するための具体的な建設工事に着手するというような面がございますので、三十六機関が一挙に移転という形ではなくて、逐次移転するわけでございますが、その一番早いものにつきましては、四十三年度から現地の仕事を始めていくというような態勢でもございますので、そういうことの基本になります都市計画の仕事につきましては、おっしゃるとおり、できるだけ早期にこれをやるということとで現在相談中でございます。

○竹田現照君 四十三年度から一番先に移ったものはいわゆる現地で仕事を始める。そこで通産省の工業技術院が一番早いわけですね。学園団地、研究団地とか、いろいろこつちのほうに移るにしても、それがこの計画に基づくトップの移転というふうなことになるのですか。

○政府委員(朝永良夫君) 工業技術院の移転は一番トップではございません。

○竹田現照君 そうすると工業技術院がトップでないということになると、トップがあるわけですね、それはどこですか。

○政府委員(武安藤光君) 科学技術庁の所属の防災センター、それから無機材質研究所の二つの機関の施設を本年度から学園都市に建設することになりまして、具体的に準備を進めております。

○竹田現照君 そうすると、科学技術庁関係が二つと、工業技術院のほうはどういう計画になっていますか、それと、大体トップがわかりましたから、工業技術院がトップでないというお答えです

が、大体いつごろ移るものの順序になっているんですか。

○政府委員(朝永良夫君) 現在のところ、まだ順序等の計画はございません。

○竹田現照君 この各年度に調査費という金がついているわけですが、これは研究学園都市に移るための調査のために予算がつけられているんですか、それとも違う性格の金なんですか。

○政府委員(朝永良夫君) 調査費は、移る先のボーリングその他計画を委託して立てるための予算でございます。

○竹田現照君 ここ四、五年やられてはいますけれども、工業技術院が移るといふ点については、大まかな結論というものは出ていらつしやるのですか、移ることがいいとか悪いとか。

○政府委員(朝永良夫君) 閣議了解の線に沿って努力しております。

○竹田現照君 努力じゃなくて、工業技術院は三十七年度からそういう関係の調査費が使われているわけでしょう、各機関の中で一番早いですから、閣議了解の線に沿ってというよりは、移ることがいいのか悪いのかという結論はもうすでについていると思うのです、どうなんでしょうか。

○政府委員(朝永良夫君) 研究環境、生活条件その他いろいろ条件の整備がまず第一でございます。その整備にあたりまして、この閣議了解の趣旨を十分生かすように配慮いたします。必要なら行政措置、予算措置等についてもその実現に努力したいという考えでおります。

○竹田現照君 じゃ工業技術院側が学園都市に移るといふための条件というのが何らかあるはずですね。その条件というのはたくさんあるんでしょうけれども、おもなるものをちよつと言つていただけませんか。そうしてその条件が、いま推進本部との過程の中に、どういふふうな解決の方向に進んでいらつしやるのか、あわせてお答えいただけますか。

○政府委員(朝永良夫君) 昨年の九月四日に研究学園都市の建設推進本部におきまして、研究学園都市建設に関する基本方針というものが設定されました。この基本方針をつくりまして、これを十分は、工業技術院の意見も出しまして、これを十分詰めておるわけでありまして、この条件を満足するようにいたしまして移転をするという線を進めておるわけでありまして、

○竹田現照君 工業技術院側の条件というのは、これはあとで資料でもいいですから出していただけますか。そして、いまのお答えではどうもはっきりしないので、工業技術院側として、ここに移り得るといふ確信がある、何であるか、推進本部側との妥結点というものは見出されているかどうか。先ほどからお答えになつておる段階までいってない……。

○政府委員(朝永良夫君) これは基本方針でございます。また具体的なところは、いつておりません。

○竹田現照君 それはいつまでごろ目安を立てられるお考えなんですか。

○政府委員(朝永良夫君) これは今後、建設推進本部と御相談をしていくべき問題と考へております。

○竹田現照君 これは移る中では、約三千四百名と一番多いのです。ですから、私二千五百と聞いておつたのですけれども三千四百ですか、これはかなりの大部隊の集団移動なものですから、これはいろいろと条件も違つておると思つて、当初移ろうと思つても、こんなふうに五年も六年も経過して、さらにこれから十年の間いつ移るかかわらないというふうなことになるかと、これは移るほうもいろいろと条件が変わつてきますから、当初は移ると言つたけれども、なかなか移り得ないという条件も当然に出てくると思つておるのです。ですから、やはりそういう移る人の立場にも立つていろいろと関係の向きと協議をされて、円満に移り得るような条件というものをやはり両当事者間において出される必要があると思つて、そういう点も含めて、先ほど資料要求いたしました工業技術院側が推進本部に出している具体的な条件、それと、現在の段階におけるそれがどうなっているか、それから見通しですね、こういうものをひとつ資料として出していただきたい。そうしてすみやかに一つの方針というものを……。それから首都圏整備本部にもお願いしておきますけれども、このプログラム、科学技術庁のことはわかりましたけれども、あとのほうはどういふふうに進んでいるのかということも含めて、ひとつ後ほど出していただく資料の中で提示をしていただきたいと思つて、よろしゅうございますか。

○委員長(金丸富夫君) よろしゅうございますか。

○政府委員(朝永良夫君) はい。

○竹田現照君 最終的にね。

○政府委員(朝永良夫君) はい。

○竹田現照君 いまは何人ですか。

○政府委員(朝永良夫君) 現在は二千八百九十八名でございます。

○竹田現照君 そうすると、二〇%ふえるという前提の上に立つて工業技術院側はいろいろな要求をされている、それが解決をされた上で移転をするのだと、そういう考え方で進められているというふうに理解していいですね。

○政府委員(朝永良夫君) それだけ余裕を持った計画というふうに御理解をお願いしたいと思います。

○竹田現照君 わかりました。それでは資料だけ出して下さい。

○委員長(金丸富夫君) 他に御発言もなければ、本調査はこの程度にいたします。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(金丸富夫君) 速記を始めて。

○委員長(金丸富夫君) 次に、衆議院送付の金属

鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案及び金属鉱業等安定臨時措置法を廃止する法律案の両案を一括して議題といたします。

両案につきまして、先般提案理由の説明をすでに聴取いたしておりますので、本日は、まず補足説明を聴取いたします。両角鉱山局長。

○政府委員(両角良彦君) 金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案につきまして、補足説明を申し上げます。

金属鉱物探鉱促進事業団は、昭和三十八年に行なわれた金属鉱産物の貿易の自由化に対処し、優良な資源を確保することにより、わが国鉱業の国際競争力を高める必要があるとの見地から、探鉱活動の促進をはかるための機関として設立されたものでございます。

その事業内容は、探鉱に必要な資金の貸し付けのほか、探鉱を効率的に行なわせるための地質構造の調査としての広域調査及び精密調査であり、設立以来昭和四十二年までの事業規模は、貸し付け金額累計約百六億円、広域調査費約七億円、精密調査費約八億円にのぼっており、本事業団は、わが国金属鉱業の体質改善に大きな寄与をしております。

しかるに、事業団法の制定以後、わが国鉱業の置かれた条件は大きく変化してまいりました。それは、まず、わが国経済の開放経済体制への移行が進み、国際競争の場が広がるのと同時に、わが国産物の基礎的原材料としての鉱産物の低廉安定供給への要請が一段と強まったこととございます。

次に、わが国の鉱産物需要の伸びがきわめて著しく、海外に対する依存度が急速に高まったこととございます。

このような環境条件の変化に対処するため、今後の鉱業政策は、従来のわが国産物の国際競争力の強化に加え、鉱産物の安定的かつ低廉な供給の確保をはかるための施策の実現に向かつて大きく前進することが強く要請されているのであります。

金属鉱業の国際競争力の強化と、金属鉱産物の安定的かつ低廉な供給の確保というこの二つの課題にこたえるためには、今後は国の内外を通じ、広く優良な資源を確保することを目的として施策を進める必要があります。

特に、金属鉱産物は、その資源が世界的に偏在しており、しかも、その多くの部分が国際的な大資本の手に握られているのに加え、その稀少物資、戦略物資的性格から需給価格の変動が著しく、その海外からの供給は安定性を欠くものになりやすいのであります。わが国みずからの手により海外の資源開発を行ない、自主的な供給源の確保をはかる必要性がきわめて高いのであります。

この意味で、今後の鉱業政策の基本的方向は、国の内外にわたる資源開発体制の確立をはかることにあるのであります。国内の資源開発については、すでに金属鉱物探鉱促進事業団を中心に、広域調査、精密調査、企業探鉱の助成という三段階方式が確立されております。したがって、国内の開発体制につきましては、その充実をはかることにより対応することが適当と存するのであります。

また、海外における資源開発体制につきましても、国内における実績、経験を生かして同事業団を中心とする体制づくりをはかることが最も適切であると考えるものであります。今回金属鉱物探鉱促進事業団に海外鉱物資源開発の業務を行なわせるよう事業団法の改正を御審議願うこととした次第でございます。

改正の内容の第一は目的の改正であります。現行法第一条は、「金属鉱産物の輸入に関する事情の変化が金属鉱業に及ぼす影響に対処し」ということで、貿易自由化対策として金属鉱業の国際競争力の強化をはかることを事業団の目的としているのであります。今後事業団に期待されることは、金属鉱業の国際競争力の強化と同時に、金属鉱産物の安定的かつ低廉な供給を確保すること

であり、そのように目的を改めようとするものであります。

第二は、業務の追加であります。事業団が行なうべき海外関係業務として、探鉱資金の貸し付け、地質構造調査、開発資金にかかる債務の保証及び資料情報の収集の四業務を追加しようとするものであります。

資源開発の中心は探鉱にありますが、これに要する資金は、一般の金融機関から融資を受けることが困難であり、国内探鉱について事業団融資を行なってきたものであります。海外における探鉱についてはこの事情はさらに著しいものがありますので、これを海外にまで及ぼすこととしたいと考えております。

また、探鉱を効率的に行なうには、事前に当該地域の地質構造の調査を十分行なう必要があり、このため、国内においては事業団の広域、精密調査が実施されております。したがって、今後の海外開発を効率的に推進するため、この探鉱の前段階たる地質構造調査を海外の地域につきましても行ない得るようにするのであります。

次に、海外における探鉱段階が終わり、開発に取りかかることとなった場合、わが国企業にとって最も問題となるのは、その資金調達であります。すなわち海外における資源開発には大規模な資金を必要とするのでありますが、これを調達する場合の担保不足が問題となっております。

したがって、事業団に企業が行なう開発資金の調達に際し、その債務保証を行なわせ、資金調達を容易ならしめるよう措置したいと考えます。

さらに、海外の資源開発を効率的に行なうため、世界各地の地質、鉱床に関する情報、世界各地の鉱業法規、労働法規、社会、経済の諸制度等に関する情報、資料を収集する必要があります。このような事業は、民間企業が個々に行なうものでは十分なもの期待できず、国家的業務として行なうのがふさわしいと考えられますので、この際、事業団にこの業務を行なわせることとしたのであります。

以上、金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案の御説明を終わります。

次に、金属鉱業等安定臨時措置法を廃止する法律案につきまして補足説明をいたします。

本法は、昭和三十八年に実施された銅、鉛、亜鉛等わが国産物の主要鉱産物の貿易自由化対策として制定されたものであります。

すなわち、当時わが国産物は自然条件の制約から、その生産費は国際的に見て割高であり、このような状態のまま貿易の自由化を行なえば、わが国の鉱山を壊滅的な状態におとしおそれるおそれがあったのであります。

本法は、このような事態に対処して生産費の引き下げを中心とする合理化計画を策定し、この合理化計画を達成するため、資金面、技術面での政府の援助を規定するとともに、生産者、需要者間の取りきめ(引取保証など)を認め、さらに通商産業大臣に生産調整や鉱石の輸入取引条件の改善を行なうよう勧告する権限を認めているのであります。

この法律の対象といたしました鉱産物は、銅、鉛、亜鉛、水銀の四鉱種であり、これらについて昭和四十二年を目標年度とする合理化基本計画が策定されたのであります。

その内容は、生産量及び生産費の目標のほか、これを達成する手段として探鉱の急速、効率的かつ計画的な促進、国内及び海外の優良資源の開発の促進、採選設備等の合理化の促進、製錬方法の改善等、製錬所の合理化の促進、鉱石の輸入取引条件の改善等掲げたものであります。

この合理化計画を達成するため、政府としては、金属鉱物探鉱促進事業団による探鉱の促進、中小鉱山に対する新鉱床探査補助金の拡充、鉱業所得の課税の特例、いわゆる減耗除制度の実施、金属鉱物探鉱促進事業団による広域調査、精密調査の実施、開採等政府金融機関融資による鉱山製錬所の合理化、雇用促進事業団による職業者対策等の施策を講じてまいりました。また、このような政府の施策を受けて民間企業の側においても真

に努めてまいりました。また、このように政府の施策を受けて民間企業の側においても真

て金を政府が保有をしなければならぬ。これが目的なんです。そこで現在政府が強制的に買上げておられる金の量は五割ということになっておりますから、ですから、量にいたしましても非常に微々たるものであります。国内産金が十五トンですから、十五トンに對する五割ということになります。一トンにも満たない。七百五十キロになりますから、まことにわずかな量しか政府は買っておられることになるわけですね。そうすると、國際間における決済手段として金を管理するという目的が、實際には今日失われているのではないかと。かつて戦前戦後のように一〇〇%政府が買上げていくという状態でありました。對外決済の手段としてという目的がそこにありますけれども、五割、量的にはわずかに七百五十キロしか年間に金を買上げないでいて、その金がかつて一體對外決済という目的に合致するの、私がおわかりならぬものですか。この際、ひとつおわかりいただければ幸いです。

○政府委員(岡角良彦君) 本件は大蔵当局の所管の問題でございますので、明確な御答弁は私能力ございませんが、一応新産金五割買上げは、ただいまお話をいただきましたように、對外的な決済の準備に充てるということで、五割では少ないから決定的な準備としても不十分な量ではないかという面があるかと思ひます。ところが他方で、御承知のようにわが國の産金コストが國際的な金の価格に比しましてきわめて割が高でございます。国内の産金業を保護いたします見地から、できるだけ自由販売の余地を大幅に残しておくということが必要なわけでございます。したがって、政府の四百五割という國際価格による買上げ量は、できるだけこれを圧縮をいたしまして、六百六十割という自由価格の流通の余地を大幅に残すというところ、五割という数字になってきているものと了解をいたします。

○大矢正君 私が申し上げているのは、五割では對外決済の準備にはならないから、したがって五

〇%なり八〇%なり一〇〇%政府が強制的に四百五割で買上げるべきである、こう言っているのではないのですから。そう言っているのではなくて、事實上、金管理法というものはその目的においてです。これは失われていくものがあるのではないかと、何のために建値が六百六十割の金を、いまだ五割に留めて四百五割で買わなければならぬ根拠があるのかどうか。法律があるから——なるほどあるけれども、法律がなければ、そういう意味というものは必要ないと思つておられますか。私はこの際、五割を四百五割で強制的に買上げていくという考え方はやめて、一〇〇%自由にしてはどうなのか。もつと極端に言えば、金管理法などという法律は、今日では必要がないのではないかと。その意義がないのではないかと。その二百五十五割の差額というものは、やはり国内産金業者の負担に言へるわけですね。しかし、逆に裏を返して言へば、國から若干なりとも補助金なりその他が出てくるからいいのではないかと、そういう理屈になるかもしないけれども、しかし、そういう目的に對し無意味に近い法律は必要ないではないか。ただ、私が聞いたところによると、産金業者のほうは、たとえ五割買上げられて損をしても、五割強制的買上げをしてもらうことによつて、將來、補助金なりその他の足がかりがでるから、泣く泣くそれをがまんしているんだというふうな説もあるやに聞いています。そういうふうな矛盾した考え方では、私はいかぬと思つておられます。やはりそのために六百六十割で売れるべきものが、六百三十割なり六百四十割に下がっていることは間違いないわけ、それだけ国内産金業者の負担が出てくることは間違いないわけですから、私は、そういうものはやめるべきではないかという考え方がありますが、この点はどうお考えですか。

○政府委員(岡角良彦君) 五割の政府買上げを今日まで維持してまいりております事情は、確かにお話をいただきましたように、産金業界といたしまして、政府から公的に買上げを受け

る。その比率のいかんを問はず、政府の金管理特別会計と公的関係を保つていくということが、金鉱業、ひいては産金業自体の特殊な性格、特殊な立場を法的に保障しておられるというふうな解しておる面があるわけでありませぬ。すなわち、金が、単なる産業用、工業用の商品としてではなくて、まさに國際的な決済手段としての特殊な性格を持つておられる。その性格のゆえに、政府による強制的買上げがたとえ率はずかでも残されておられるところ、単なる商品以上の価値が金に認められておられる。それを政府が法的に保障をしておられるところ、それが産金業界から見ましては非常に意味のあるところであると考へてまいりました事情があらうかと思ひます。しかし、今後、世界各國が金の自由市場というものを認めてまいりまして、しかも、金プール會議諸國は今後市場から金を購入すること、金をしなないということが文字どおり実行され、かつ、わが國がさらにその方針に對すると仮定いたしますならば、その場合の政府の強制的買上げの役割りをさらに存続せしめる必要があるかどうかという点につきまします。御指摘のような御意見もあり得ようかと考へます。

○大矢正君 大臣に、この際お尋ねをいたしたいと思つておりますが、國家的な視野に立つて検討をされておりますことでありませぬ。それから、お答えがいただけるのではないかと考へます。それから、そのあとでたしか開かれたと思つておりますが、十カ國の大蔵大臣の集まりでありませぬか、こういうものによつて、それぞれ決議がなされておられます。先ほど局長が述べておられますとおりに、たとえば、アメリカからオンス三十五ドルの価格で金をかりに買った場合といえども、その金は自由市場で売賣をしないというふうなことも金プール七カ國會議の中で議論をされて、方向が出されているようでありませぬが、あれには日本は拘束されることになっておられるのでしょうか。あるいは拘束されないのか。それから拘束されるされないにかかわらず協力するといふお考えなの

か。これは非常に重大な問題だから、おそらく閣議あたりで私は議論になつておられると思つて、本来であれば大蔵大臣にお答えをいたさなければなりませんけれども、通産大臣にお尋ねをしてみたいと思つておられます。

○國務大臣(推名三郎君) これは金プールに加入はしていないけれども、当然日本も、この國際通貨というものを守つていくという立場にある國としては、これに協力する、何と申しますか、当然協力すべきであるということでは協力する、こう考へておられます。

○大矢正君 岡角局長、貴金屬特別会計がいままで得ている利益ですね、これに關連をしてお尋ねをいたしたいと思つておりますが、まあ最近のように、自由市場がでさ上り、金の二重価格が生まれてきたという新たな情勢は別といたしまして、四百五割を前後した水準でアメリカをはじめとして金プール七カ國が極力この金の価格の高騰を押える政策、こういうものをとられてきたという過去における立場から考へていきますと、建値が六百六十割で、もちろんこれは政府がロンドン市場、あるいはその他の市場で購入した金を放出する価格であります。四百五割で買つて六百六十割で売ることになるわけですね。もちろん、ロンドンから日本まで金を持つてくる現送費というものはかかっていることは間違ひございません。それから、二百五十五割まるまるとはまいませんけれども、まあ大ざっぱに計算をして二百五十五割ずつもつておるといふ計算をグラムあたりでしていきますと、十トン金を日本の政府がかりに買つて国内へ放出すれば、それによつて二十五億五千万円もうかるという計算になるわけですね。それからあなたのはこの資料によりますと、金の需要というものは年間二割ずつ伸びる見通しである、こういうことも書かれておられます。そうすると、私のこれも大ざっぱな計算ですが、五年後の昭和四十六年になりますと、金のいわゆる需要といふものが四十八トンくらい計算になつてく

るわけで、そこで国内産金がいままでどおり随伴金を含めて十五トン程度で現状を推移したという事になりまして、三十三トンの金を日本の政府が買つて放出しなければならぬという問題が出てくるわけですね。そうすると、逆に言えば、三十三トンの金を放出することによって七十億円や八十億円という金を日本の政府が年間もつていくということになるわけですね。なるほど外貨を使うからこれは別でありまして、そういう事態が出てくるわけですよ。そこで、こういうふうに一年間現状でも二十五億あるいは二十六億という金を、まあもうけると言っちゃ語弊があるけれども、実際に政府のこの貴金屬特別会計の中に入つていて、一方においては具体的には日本のこの国内産金に対する保護政策なり助成策なり、あるいは将来に對しての投資なりというものに對する国家的な予算というものはまことに微々たるもので、私も予算書ここに持つてきておりますけれども、頭微鏡で見なければわからぬような、たとえば金鉱山地質鉱床調査委託費なんというのはわずかに一千万円ついているにすぎないような状態ですね。これはあまりにも、何というか、政府の金政策なり対策というものが私は弱いのではないかと。まあ私が関連している石炭問題で……、こういうことを言うと、はね返りがあつちや困るから、なんです、石炭の場合、たとえば本年は五百九十六億円、約六百億円の特別会計、これはもちろん石炭プロパーの問題だけではないけれども、そのようにして欲しい資金もつき込んでいます。金だつてこれはその意義と価値、それから特に決済手段として非常に重大な役割りを果たしている、重大な役割りというよりは、金がない限り国際決済手段としては最終的にはどうにもならぬという意味が金にはありますし、また産業用の金の需要というものは、これまた非常に大事なものでありますし、それから最近のようにほとんどインフレが進行していきますと、やはり価値の変化のない不變なものということになれば金ということになつて、金の退職などということも場合によつては考

えられる事態もありますが、そのようにして非常に金というものの対策なりそれから政策というものは、国の方針としても大事だと思つてあります。いま申し上げたようなまことに予算が微々たるものである。片方で多額の利潤というか、利益をあげているという事は、私は相矛盾するのではないかと、こう思うのであります。それからあなたの方針によりますと、これから新しい金対策をやりたいという内容のものが出ておりますが、これによりまして昭和四十三年度から五カ年間でこの金の四百五十億と六百六十億の差益金の中から、わずかに二十九億だけをつぎ込もうと、こういうような内容のものではないかと私は思つておりますが、このようにならぬかと私は二十九億程度の国の予算で、はたしてほんとうに金の対策というものができるのかどうか、それからもう一つは、金鉱山に對する負担というものが非常に多額なものがあつて、私がさつと見ただけでは、こういうものには実際に今日の金鉱山というのは、どの程度も金出さずか、非常に多くの金額を金鉱山自身にゆだねている部分があるわけですね。このような多額の負担をやつて、はたしてやつていけるのかどうか、これだけの投資をするという事は、逆に言えばそれだけそのコストを償却しなやならぬから、償却分だけまたコストが上がるという結果にもなるわけですね。そういう問題が出てくるのです。国が全部やってくればそれはコストにかかつてきませんけれども、十七億という金をかりに投資をするということになれば、それがまたコストに含まれてきますから、たとえば若干の改善対策をやつてみてコストの上でははね返りがなくなつてしまふ状態が私は出てくるのではないかと。あなたのほうの資料によりますれば、將來こういう対策をやることによつて、五カ年後には生産コストを、いま六百九十八億ですが、その程度の平均コストを五百億段階まで下げるといふ方針のようでありましても、しかして、この負担がフルにかかつていけば、結局のと

ころ何にもならなかつたということになつてしまふ。それじゃ何のためにおやりになつたかということになるわけでありまして、こういうような点についてひとつ長々と質問をいたしましたけれども、お答えをいただきたいと思つております。

〔理事高橋君退席、理事宮崎正雄君着席〕

○政府委員(岡角良彦君) 当初通産省で策定いたしました金鉱山緊急合理化対策におきましては、お話をいただきましたように約二十九億五千万円の特別基金並びに金鉱山負担十七億五千万円に充てられておるわけでございます。この二十九億という十七億程度の投資でもって今後の金対策が十分打てるかどうかという御質問でございますが、私もさつといたしましては、この基礎的な調査あるいは構造坑道の掘進、その他基礎段階での探鉱の活性化を通じまして、十グラム程度の品位の金鉱を二百七十トンぐらい発見されるものと期待をいたしております。したがしまして、わが国の金の貯存量から考えまして、この程度の規模の投資でもってその相当部分が、そのように埋蔵量として把握されるものと考え、一応適当な規模と想定をいたした次第でございます。

また、このような投資にあたりまして、金山側が十七億円の投資の負担にたえ得るかという点でございますが、この点は、いわゆる新鉱床探査補助金という補助制度の別途の活用もございまして、さらに金山のほかに精錬所等もこの投資に對して協力をする計画を立てておりますので、かような十七億五千万年という投資は可能であると考へております。

○大矢正君 局長、投資は可能であっても、私が言うことは、それがまた逆にコストにはね返つてくる心配があると言つておられるんですよ。それはおわかりになるでしょう。ですから、ひとつあなたがおっしゃる立てられた案でありますから、私は特別反対をするわけじゃありませんが、しかし、いままでもそうであるし、これからはなお、たとえ二重価格にかりになつたとしても、金の

差益金というものはずいぶん出ていますので、やはりもつと思つて切つて予算の裏打ちをするように努力をすべきではないかと私は思つております。

それから現在の国内における金の自由化、建て値といふまいか、これは何かの基準があつて六百六十円というものが定められたのか、あるいはずっと古い以前からの価格の推移を見ますると、五百七十円であつた時期、あるいは六百円であつた時期、そして今日六百六十円というふうになつて変化をしておりますけれども、六百六十円でないやならないという何かの根拠があるかどうか、あつたらこの際ひとつお聞かせ願ひたいと思つております。

〔理事宮崎正雄君退席、委員長着席〕

○政府委員(岡角良彦君) 最初の、これだけの投資をした場合にコストにはね返らないかという点は、御説明を補足させていただきますが、投資の結果、探鉱品位が向上をいたすということによりまして、現在トン六グラムの品位が約八グラム程度向上をする、その見返りといつたしましてコストはグラム五百円程度に下がるであろうということ、この計画で考へておる次第でございます。

次に第二点の、六百六十円というものが何らかの根拠があるかということにつきましては、六百六十円を定めましたのは昭和三十八年五月一日からでございます。したがしまして、この時点におきまして当時の金山の平均コストというものに見合う価格として六百六十円が適当ではないかというふうな考へた次第でございます。

○大矢正君 私は通産省から、委員会の前に、平均コストといつて六百九十七円であるという説明を一応承つておられるんですが、もしそれに間違いなかつたならば、六百六十円との間に三十円から四十円の差があるわけですね。いまの局長の御答弁のように、国内産金のコストから金の自由価格といふものを設定するのだということになりますれば、勢いその価格といふものを上げるべき時期と段階にきておられるのではないかと、こう思いま

まいりたいと考えております。同時に国内鉱山の山硫黄のコストの合理化ということも、これに並びまして推進をいたす必要がございます。これまでどおり五年計画によりましてわが国山硫黄の合理化計画というものを推進してまいりまして、少なくともトン一万六千円のコストにまで引き下げまして、競争力のある硫黄業界に育成をいたしたいと考えております。

○大矢正吾 あなたがおっしゃられるように、この国内硫黄については合理化を通して、まあ価格の引き下げに努力をしようという事は、今日すでに行なわれていることでありまして、それ自身必要なことであると思えますけれども、ただ私が心配をいたしますことは、合理化をやった一万六千円なら一万六千円の段階までこの鉱山硫黄のコストをかりに下げたとしても、硫黄の需給関係において余剰が大幅に出る限り、幾ら業界で秩序を守って云々と、こう言ってみても、それじゃ一万六千円とすれば、回収硫黄は一万四千円とか一万五千円ということになっていくというのですよ。それじゃ鉱山硫黄というものは幾ら合理化をやっても、私は鉱山は生きられない、こう思うのですよ。だからやはり一番の焦点は、いかにやっても鉱山硫黄と回収硫黄とは国内の需要に対して供給が多過ぎるという問題をどう解決するかということが、市況の安定につながる問題です。合理化を私は決してやるべきじゃないと言っているのじゃないけれども、しかしこの問題が解決しない限りは、決して鉱山硫黄業界、それからまたそれぞれの山が立ち行かないと思うので、輸出以外にはこれはまた方法がない問題だと思ふので、その面に対する対策は、政府としても十分やっていたかきかぬか、いまのような、たとえば輸出商社を通して輸出をするという、そしてその内容は、それはまあ自由であるというようなやり方だけでは、これはなかなか需給のバランスを輸出を含めて保つというところとは困難ではないのか。したがって、ここでやはりある程度特殊な、政府が行政指導できるような

機関を設けることによつて、需給のアンバランスを、やがてくるであろう問題を解決をしまさいかぬと、こう私は思つておるのであります。政府においてきよな特殊な、政府が行政指導をできるような会社をつくるようなお考えがあるかどうか、そうしてまた、そこを通して輸出入その他個々の問題等を検討することができるとかどうか。そういう点について、この際ひとつ念のためにお答えをいただきたいと思ふのであります。これは局長から御答弁をいただくよりは、やはり大臣から御答弁をいただかないと、新しい組織をつくるかつくらぬかという問題でありますから、まことに重要でありますし、いまにしてこの対策をやらなければ、これは完全に国内の鉱山硫黄はもうつぶれてしまうことは間違いないのですから、ひとつこの際、政府も思い切つてそういうものに踏み切つても、やはり対策を立てるべきではなからうかと思ふので、お答えをいただきたいと思ふ。

○國務大臣(推名悦三郎君) 私の郷里岩手県には、例の松尾鉱山というのがあります。硫黄の非常に大きな鉱山でございますが、非常に死ぬ苦しみをしておるような状態でございます。回収硫黄がもう調べたところによりますと、あと五年もたと六十万トンくらいになるような調査ができておりますが、これはまあまた時間的余裕があるといつても、もうあと五年でございますので、どうにもこうにもならぬわけでございます。でありますから、ただ行き当たりばったりじゃなしに、組織的にこれを適当に国際市場にさばく方法といたしまして、何らかの組織を考へるべき段階にきているんじゃないかと思ふので、おっしゃるような方法に従つて今後研究を進めてまいりたいと、こう思ひます。

○委員長(金丸富夫君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(金丸富夫君) 速記をつけて。
両案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめたいと存じます。

この際、おはかりいたします。ただいま議題といたしております両案審査のために、参考人の出席を求め、その意見を聴取することとし、その日時、人選等につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じます。御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(金丸富夫君) 御異議ないと思へます。本日はこれをもって散会いたします。
午後三時十七分散会

四月十二日日本委員会に左の案件を付託された。
〔予備審査のための付託は二月二十四日〕
一、金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案
一、金属鉱業等安定臨時措置法を廃止する法律案
四月十二日日本委員会に左の案件を付託された。
一、再販契約制度の規制に関する請願(第三三四一号)(第三三四八号)(第三四四二号)

第三三四一号 昭和四十三年三月二十九日受理
再販契約制度の規制に関する請願
請願者 札幌市南五条西四丁目札幌化粧品小売連盟内 高瀬義雄
紹介議員 井川 伊平君
この請願の趣旨は、第二八二号と同じである。

第三三四八号 昭和四十三年三月二十九日受理
再販契約制度の規制に関する請願
請願者 鹿児島市新院町二九 福留拓一
紹介議員 田中 茂穂君
この請願の趣旨は、第二八二号と同じである。
第三四四二号 昭和四十三年四月二日受理
再販契約制度の規制に関する請願
請願者 宮崎県小林市本町三宮崎異化化粧品店組合連合会内 三島健次外一名

紹介議員 温水 三郎君
この請願の趣旨は、第二八二号と同じである。
四月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、海外経済協力基金法の一部を改正する法律案
海外経済協力基金法の一部を改正する法律案
海外経済協力基金法(昭和三十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
目次中「第三十二条」を「第三十二条の二」に改める。
第一条中「産業の開発」の下に「又は経済の安定」を、「その開発」の下に「又は安定」を加える。
第二十条第四号中「前三号」を「前各号」に、「開発事業」を「海外経済協力」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。
四 東南アジア等の地域の経済の安定に寄与するため緊要と認められる本邦からの物資の輸入について、当該地域の外国政府(外国政府機関を含む)に対して当該輸入のために必要な資金(開発事業のために必要な資金を除く)を貸し付けること。
第二十一条に次の一項を加える。
2 基金は、次の各号に該当する場合に限り、前条第四号の資金の貸付けをすることができる。
一、当該輸入につき日本輸出入銀行及び一般の金融機関から通常の条件により資金の貸付けを受けることが困難であると認められる場合
二、当該輸入に係る経済の安定に関する計画の内容が適切であり、その達成の見込みがあると認められる場合
第二十三条に次の一項を加える。
3 基金は、経済企画庁長官の認可を受けて、第二十条第四号の資金の貸付けに関する事務の一

この請願の趣旨は、第二八二号と同じである。
四月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、海外経済協力基金法の一部を改正する法律案
海外経済協力基金法の一部を改正する法律案
海外経済協力基金法(昭和三十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
目次中「第三十二条」を「第三十二条の二」に改める。
第一条中「産業の開発」の下に「又は経済の安定」を、「その開発」の下に「又は安定」を加える。
第二十条第四号中「前三号」を「前各号」に、「開発事業」を「海外経済協力」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。
四 東南アジア等の地域の経済の安定に寄与するため緊要と認められる本邦からの物資の輸入について、当該地域の外国政府(外国政府機関を含む)に対して当該輸入のために必要な資金(開発事業のために必要な資金を除く)を貸し付けること。
第二十一条に次の一項を加える。
2 基金は、次の各号に該当する場合に限り、前条第四号の資金の貸付けをすることができる。
一、当該輸入につき日本輸出入銀行及び一般の金融機関から通常の条件により資金の貸付けを受けることが困難であると認められる場合
二、当該輸入に係る経済の安定に関する計画の内容が適切であり、その達成の見込みがあると認められる場合
第二十三条に次の一項を加える。
3 基金は、経済企画庁長官の認可を受けて、第二十条第四号の資金の貸付けに関する事務の一

この請願の趣旨は、第二八二号と同じである。
四月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、海外経済協力基金法の一部を改正する法律案
海外経済協力基金法の一部を改正する法律案
海外経済協力基金法(昭和三十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
目次中「第三十二条」を「第三十二条の二」に改める。
第一条中「産業の開発」の下に「又は経済の安定」を、「その開発」の下に「又は安定」を加える。
第二十条第四号中「前三号」を「前各号」に、「開発事業」を「海外経済協力」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。
四 東南アジア等の地域の経済の安定に寄与するため緊要と認められる本邦からの物資の輸入について、当該地域の外国政府(外国政府機関を含む)に対して当該輸入のために必要な資金(開発事業のために必要な資金を除く)を貸し付けること。
第二十一条に次の一項を加える。
2 基金は、次の各号に該当する場合に限り、前条第四号の資金の貸付けをすることができる。
一、当該輸入につき日本輸出入銀行及び一般の金融機関から通常の条件により資金の貸付けを受けることが困難であると認められる場合
二、当該輸入に係る経済の安定に関する計画の内容が適切であり、その達成の見込みがあると認められる場合
第二十三条に次の一項を加える。
3 基金は、経済企画庁長官の認可を受けて、第二十条第四号の資金の貸付けに関する事務の一

部を銀行に委託することができる。
第四章中第三十二条の次に次の一条を加える。

(会計検査院の検査)

第三十二条の二 会計検査院は、必要があると認めるときは、基金からその事務の委託を受けた銀行につき、当該委託事務に係る会計を検査することができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和四十三年四月二十三日印刷

昭和四十三年四月二十四日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局